

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(31) 中高層住宅地区（津雲台6丁目（1））

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 自家用のみとする。			
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。			
(3) 周辺景観や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。			
(4) 表示面積の合計は設置する壁面の1/20以下とする。			
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。			